

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（本社対策本部の体制及び役割の見直し）に関する事業者ヒアリング【1】

2. 日時：令和4年6月30日 16時30分～17時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 課長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・原子力防災組織における本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴う保安規定の変更について

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	原子力規制庁の吉崎です。それでは柏崎仮屋発電所の保安規定の変更について、東京電力の方から説明をお願いします。
0:00:18	はい。東京電力の滝澤と申します。本日はお時間いただきましてありがとうございました。
0:00:23	はい。それでは資料に基づきまして、内容について説明させていただきたいと思います。
0:00:29	はい。それでは、当社のタカハシから、
0:00:36	東京電力の高橋です。
0:00:38	資料、こちらで、原子力防災組織における本社の体制ですね、役割の見直しに伴う保安規定の変更ということで、
0:00:49	資料をご説明させていただきたいと思います。
0:00:52	説明資料は3ページからスライド2ページですね、当説明資料3ページからとなっております、内容については3ページから、あとは保安規定の変更に対する設置許可との整合性核については10ページからと。
0:01:05	というような形で説明の方させていただきたいと思います。
0:01:10	資料一番、スライド3ページになります。
0:01:14	保安規定の変更内容についてご説明いたします。
0:01:18	スライド4ページの方をご覧ください。
0:01:23	今回変更の概要及び背景こちらはですね昨年12月に面談させて、事前に面談の方させていただいております、本社の原子力防災組織の変更といったところを、
0:01:34	今回、保安規定の方の変更をさせていただきたいという中身になります。
0:01:41	変更の概要ですけれども、原子力災害が発生した場合にですね、
0:01:45	本社の対策本部、発電所と本社対策本部を立ち上げるという形になりますがそのうちの今回本社対策本部の体制と役割の見直しを変更したいと。
0:01:56	いった内容になります。
0:01:59	具体的な保安規定の記載箇所は、保安規定添付3、
0:02:03	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準の中身になります。
0:02:09	変更内容は、2ヶ所になります。
0:02:13	官庁連絡班の役割である。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡。
0:02:20	ここの役割がですね、過去の訓練の実施に伴う改善ですね。
0:02:26	の取り組みとして、情報班に移行しておりますのでこちらを変更をかけた たいと思っております。
0:02:32	あともう1点です。
0:02:34	今まで立地班といった班が本社の対策本部にあります、より住民避難 支援に特化した内容ということで役割を明確化させるために避難支 援統括。
0:02:45	その配下に避難支援班を新設したという。
0:02:49	対応について、衛藤も行っておりますのでこちらを変更したいと思ってお り、
0:02:55	背景ですけれども、
0:02:57	こちら野辺原子力防災組織につきましては、
0:03:00	原子力災害対策特別措置法ですね、原災法に基づく、
0:03:04	衛藤原子力事業者防災業務計画の中で、本社を含めてその体制役割 を定めており、
0:03:12	この内容につきましては保安規定の添付3においても、記載させてい ただいております。
0:03:18	今回ですね、防災業務計画についてはすでにですね、社内の
0:03:22	原子力防災組織の見直しとして、変更してございます。こちら、
0:03:27	電力事業者防災業務計画は反映しておりますが、今回ですね保安規定 の添付3の記載箇所、
0:03:34	こちら経過措置により、現在使用、
0:03:37	傷害事業者検査終了まで適用されてないこの段階におきまして、原子 力防災、
0:03:43	業務計画側との整合を図るといった内容でございます。
0:03:49	はい。スライド5ページをご覧ください。
0:03:54	変更箇所の適用時期につきましては、
0:03:57	現在ですね保安規定添付3においてはですね、保安規定認可はいた だいており、
0:04:03	いただいておりますが、こちら、不足で、
0:04:06	書かせていただいている通りですね、教育に関わる規定のみ現在適用 されておりますので、
0:04:12	これらの詳細が記載された保安規定添付3についてもこれらは同等と なっております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:19	今回の体制変更に関しましては、
0:04:25	使用前事業者検査終了日、
0:04:28	以降に適用される条項と、
0:04:30	いうふうに、
0:04:31	理解しております。ですので、このまだ施行されてない。
0:04:35	段階での変更をお願いする。
0:04:37	いただくということになれば、
0:04:40	スライド 6 ページをご覧ください。
0:04:46	防災業務計画の変更内容につきまして、変更前変更後ということで、
0:04:51	今この 4 いずれも変更後の状態になってございます。
0:04:56	衛藤防災業務計画ですね、以前は官庁連絡班のところに、原子力規制 庁との関係官庁への通報連絡という記載がございましたが、
0:05:06	こちら現状ですね、
0:05:08	訓練の改善といったところで、訓練を踏まえた、
0:05:12	防災組織の改善といった観点で官庁連絡班から情報は現状このや役 務が移行しております。
0:05:20	これを保安規定上の記載も合わせるということで変更したいと考えてい るのが 1 点目でございます。
0:05:28	2 点目ですね、密着し避難支援統括及び避難支援班につきましては、 具体的な記載が次のスライド 7 ページをご覧ください。
0:05:38	これまでですね、原子力防災、防災業務計画の方では、対外対応統括 配下に立地班という機能班を設けておりまして、主に立地関係の
0:05:48	その立地地域多様な支援、
0:05:50	等を行っているという対応になりましたが、
0:05:54	訓練を通じてやはり
0:05:56	避難支援という、
0:05:58	仕事と対外対応という仕事は大きく、
0:06:02	仕事の差があるというところも踏まえてあと、避難支援という仕事も 重要だというところを踏まえて、統括という、要は責任者を新たに 1 人設 けてその配下に、
0:06:13	避難支援班という形で、
0:06:15	昨日はを構成させたいという改善の中で出てきた内容になります。
0:06:21	ですので
0:06:22	対外対応統括官に入って、
0:06:24	から避難支援統括は以下の日。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:27	統括、避難支援班の設置と。
0:06:29	そういった改善が 2 点目になります。
0:06:34	とする。次のスライドをご覧ください。8 ページ目になります。
0:06:40	具体的な保安規定の変更の記載内容の前後、
0:06:44	前後表になりますけれども、
0:06:47	先ほどの二つの内容が入っている内容になります。
0:06:52	避難支援統括が増えますので、最初に
0:06:56	本社対策本部ってのは中段以降ありますけれども、復旧統括計画情報統括対外対応統括総務統括支援統括及び避難支援統括ということで、
0:07:08	スライド 8 ページですね、の変更後になりますけれども、
0:07:12	統括が 1 人増えましたので統括を追加したと記載。
0:07:17	あとはですね、菅。
0:07:19	従来関係官庁への通報連絡等を行う官庁連絡班という記載でしたが、役務が変わっておりますので、今行っている官庁への情報提供等を行う関東では、
0:07:30	という記載に変えたいと思う。
0:07:32	あとはですね立地班の記載はそのまま、
0:07:36	削除いたしまして最後にですね。
0:07:39	変更後になりますけれども、及び自治体の防護活動の支援等を行う避難支援班で構成する
0:07:46	という記載内容の変更を、
0:07:48	に変更をかけたいというふうに今回考えてございます。
0:07:55	次、スライド 9 ページご覧ください。
0:07:59	保安規定付則の変更内容ですけども今回の
0:08:04	変更につきましても、
0:08:06	従来の商売事業者検査の前です。
0:08:10	の前に適用ということになりますので、適用については付則で定めるところによるという記載で、こちら変更させていただくことを考えてございます。
0:08:23	鳥栖ます資料 1 の説明は以上になります。
0:08:29	はい。続きまして、東京電力の滝澤でございますけども資料 2 に基づきまして、今回の設置への保安規定の変更が、設置許可と整合している。
0:08:39	ということにつきまして説明させていただきたいと思い
0:08:43	それでは 11 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:47	はい。この表にはですね、評価の 2 番目の、別ですけども、関連する記載が、
0:08:53	六ヶ所ふやしております。
0:08:55	設置許可の中の、
0:08:57	本文 10 号及び添付書類の中に、関連する記載がございます。
0:09:03	で、詳細には、次のページから説明いたしますけど全体的な考え方を、
0:09:08	設置許可との整合性と一番右のプレートのところに記載してあります。
0:09:14	設置許可に書いてある内容ですけども、2 行目からですけども、本社対策本部は社長対策、本社対策本部長とした。
0:09:22	指揮命令系統を明確にし、
0:09:24	発電所対策本部が重大事故。
0:09:27	等対策に専念できる体制を整備すると。
0:09:30	いうふうに記載されています。これ設置許可の記載です
0:09:34	先ほど高橋から説明申し上げましたように、そのような体制について、今、
0:09:40	体制を整備しておりますので、全体として、
0:09:43	設置、整合してるというふうに考えており、
0:09:47	続きまして 12 ページでございます。
0:09:49	具体的に、これは本文の記載を記載しております。
0:09:54	許可の欄ですけども、一番最後のパラから、
0:09:58	先ほど申し上げた、
0:09:59	本社対策本部はというのが書いてありまして、
0:10:02	これが、発電所対策本部が専念できるに対する
0:10:05	ような、
0:10:08	本文は、基本的な事項について記載してありますので、詳細な
0:10:12	体制、体制について記載してるものでございませんですけども、そのところを先ほど申し上げた、
0:10:17	通り、体制をきちんと定めたということでございますのでその趣旨を汲んで定めたということでございますので、整合してると。
0:10:26	つきまして 13 ページでございます。
0:10:29	こちらの方は添付 10 の記載でございます。
0:10:33	で、
0:10:34	全体本部と同様の記載が設置許可段階でございますけど、ここでちょっと注目すべきはですね、
0:10:40	設置許可の記載の欄、最後のパラでパラグラフでございますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:44	本社対策本部は書いてあるところにですね、復旧統括云々という形で、かなり詳細な
0:10:54	今回のアンケート、同様な記載。
0:10:57	のレベルの記載が記載しており、
0:11:00	そのところを、今左側でございますけれども、
0:11:03	やはり今赤が入っていたりする一番最後の部分でございますけどもこのように変更しましたと。
0:11:07	ということです。
0:11:09	文言上は、今回アップデートしてますので、記載の違いというのはあるんですけども、
0:11:14	運用に合わせて最初にアップデートしていると、考え方に合わせてアップしてる意味で整合してるというふうに考えており、
0:11:20	ちょっともう少し補足をいたしますと、設置許可のやり方、
0:11:25	先生のやり方に関することですが、
0:11:27	許可の添付書類に関しましては、本文が変更になったときに、
0:11:32	そこに相当する、関係する記載について、
0:11:36	アップデートしていくというやり方をしてますので、これまでに、この関連する本文というのはほぼございませんので、
0:11:42	設置許可を修正した時にそれがそのまま残っている。
0:11:47	いうので、
0:11:49	今後本文に
0:11:52	変更があった場合に、その部分をアップデートしていくということでございますけども、繰り返しになりますけれども、先ほどの
0:11:59	体制を整備するところの趣旨に従って、最初の時、
0:12:03	状態になってるということで、
0:12:05	あと、整合してるというふうに考えており、
0:12:09	はい。説明の方は以上になります。
0:12:17	規制庁の吉崎です。説明ありがとうございました。
0:12:20	私の方から何点か確認なんですけども、
0:12:24	最初、PowerPointの方の4ページのところで背景もあって、説明あったんですけども、
0:12:31	基本的には原災法の原子力事業者防災、
0:12:37	業務計画。
0:12:38	防災業務計画。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:41	そちらの方の体制を変えたので、保安規定の後ろの添付 3 の資料にその体制の名称があるので、そこが
0:12:53	合わせて変えられるとそういう理解でまずよろしい。
0:13:00	東京電力の高橋です。おっしゃる通りです。今回はですね、防災業務計画にもすでに変更を届け出させていただいた内容を今回、
0:13:09	保安規定側にも分も合わせて、整合を図るといった修正でございます。
0:13:18	規制庁の伊勢わかります。で、ちょっとそれに関連してなんですけども、今回体制の変更ということで、ちょっと保安規定はその保安に関する組織だとか、
0:13:29	職務の変更、そっちの方がメインなんですけど、
0:13:33	そちらの変更はないと考えてよろしいんですか。
0:13:40	はい。東京電力の高橋です。
0:13:41	今回そうですね保安に関する職務役務の変更というものではなく、あくまで原子力災害発生時の緊急時の組織、
0:13:52	その体制、
0:13:54	うた中身でございます。
0:13:57	規制庁の井関です。説明わかりました。今回はその保安に関する組織とか保安に関する組織業務だとかそういう職務の変更はなくて、あくまでもその防災業務計画の中の、
0:14:11	体制の変更で、そこに関する間は羽根というか、変更が保安規定にもあるので、そこに対する変更をするということで理解しました。
0:14:21	あともう少し確認なんですけども、
0:14:24	ですね。
0:14:26	%ポイントの
0:14:30	6 ページとかにあるんですけども、ここで
0:14:35	変更前変更後で体制の、
0:14:38	意向があるんですけど、この例えば変更前、6 ページでいうと官庁連絡班が、
0:14:46	情報班になってるのはこれは、
0:14:50	名前が変わるだけで中身は変わらないってことなんじゃないでしょうかね、ちょっとそこも説明してください。
0:14:57	はい。東京電力の高橋です。
0:15:00	そうですね官庁連絡管のところの変更前に書いてある、①、1 ポツ、原子力規制庁との関係官庁への通報連絡というのは次やる仕事といたしましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:11	通報文が事故の際、発電所の状況等を自治体、規制庁さん含め、ファックスします。その着信確認ということで行う、
0:15:23	ルーチン業務ですね、こちらにつきましてはそのまま官庁連絡管から情報班に現在移行させております。現在官庁連絡管はですね、
0:15:32	事故時のERC
0:15:35	のブースとのやりとりに
0:15:38	専念するような形に今変更をかけてございます。
0:15:43	規制庁の井関です。わかりました内容は変わらず、名称が官庁連絡班から情報班に変わるということと、
0:15:52	合わせて7ページなんですけどもここも、
0:15:54	今回この7ページ変更5で新たに、その避難支援統括ってのが下追加されて、
0:16:02	そこに避難支援班ってのが、
0:16:04	これも名前は新たに入ったんですけど、
0:16:09	その変更前の立地班との関係について説明してくれ、これも中身は同じで明示変わるだけっていう理解なんでしょうか。
0:16:19	はい。東京電力の高橋でございます。次、
0:16:22	変更前の立地班につきましては、そうですね主に自治体、
0:16:27	対応ってのは発電所の1地域対応の支援ということで、あとは次。
0:16:31	江藤市防災センターというこれオフサイトセンターになりますけれどもそちらの情報提供ということで、やっておりました。ただですね下、
0:16:40	内閣府さんとも今調整させていただいておりますけれども、住民避難のサポート、支援、
0:16:46	につきまして、
0:16:49	検討が進んでおましてよりあるべきこと住民避難のサポート業務ということで、電力事業者が行うべきことというのがはっきり見えてきていると。
0:16:58	いう状況になっておりますので、そうしますと、
0:17:02	当時、設計した場、検討バウンダリからすると、やるべき仕事が増えていくということもありますので、あとは、対外対応統括がその住民避難のサポートと、
0:17:15	情報の発信という二つの大きな仕事になるのはやはり業務負担が大きいところを、訓練を通じて確認して参りましたので、この辺の機能を分割すると。
0:17:26	というようなことで今回避難支援統括避難支援班を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:32	独立させた形での組織変更を行ったということで仕事としてはちょっと増えているような、
0:17:38	形でイメージいただければと思い
0:17:43	規制庁の吉崎です。住民避難のサポートも含めて少しボリュームあるけども前の業務を徴収して、
0:17:51	いると。
0:17:52	ということで、あと、火李さ、変更前の立地班の一番で、
0:17:57	発電所の地域対応の支援ってあるんですけど、これはどこになっていったんですかね。
0:18:05	はい。東京電力高橋です。発電所の立地地域対応の支援というのが
0:18:10	具体的にはこの避難支援班の1ポツ自治体の防護活動の支援ということでこちらにつきましては、
0:18:19	自治体の防火、
0:18:22	地域対応というのが度いろんな仕事があるんですけどその日より講義整理したという形で、自治体の防護活動の支援という中に含まれているというふうに解釈いただければと思い
0:18:35	規制庁の井関です。変更前の立地班の、発電所の立地地域対応の支援ってのが、変更後の避難支援統括の
0:18:45	自治体の5月の支援。
0:18:47	の中に、は入っているということで、
0:18:50	理解しました。
0:18:55	はい。東り会津私からは以上です。
0:19:13	原子力規制庁の井藤です。パワーポイントの8ページ。
0:19:21	ところで、
0:19:23	変更5のところで、感じで、
0:19:27	フラット書いてあってその中の例えば、
0:19:32	情報班については特に記載は、
0:19:35	変わってないって言うてですね本社対策本部内での情報共有等を行う情報。
0:19:41	いうことで、
0:19:42	今回の耐震性保安規定変更後の記載は変わってないんですけども、
0:19:47	とですねパワーポイントの6ページだと情報班と原子力規制庁等の関係。
0:19:55	関係官庁への情報連絡っていうのが追加されてるんですけども、この保安規定、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:02	自体にはそこのところは特に、
0:20:04	変えなくても今の
0:20:06	変更前と後は変わってないんですけど今の書きぶりでは、
0:20:11	大丈夫なんですかねとかその確認をさせてください。
0:20:16	はい、東京電力の高橋です。
0:20:18	この保安規定の記載につきましては、各、
0:20:23	反応代表的な業務を、それで一つか書かせていただきまして複数あるものにつきましては等でくらせていただいているという、整理になってございます。ですので今回、
0:20:34	院長規制庁等の官庁連絡。
0:20:36	関係官庁への通報連絡という記載、情報班がその役務を追加されておりますけれども、
0:20:43	一番メインでやっていただく仕事というのが、本社の、
0:20:47	内での情報共有というところというふうに我々考えておりました、この記載は書いてないという整理で、
0:20:53	とさせていただきます。
0:20:59	原子力規制庁です。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:21:06	それとごめんなさい。さっきのヨシザキから出た質問の、一応、私もちょっと確認なんですけどパワーポイントの6ページの官庁連絡カード情報班で官庁連絡班は本当主にも、ERCとのやりとりでの情報連携、情報班ってというのが
0:21:20	それがあと自治体とかですね
0:21:23	安全協定に基づく、その連絡とかいろいろそういったことを主にやっていくような理解でよろしい。
0:21:31	東京電力のタカハシ、おっしゃる通りで、はい。官庁連絡班にはERC対応に専念していただいてその他の関係省庁、各町長自治体への通報連絡といったところにつきましては、
0:21:43	情報班が対応するということになります。あと
0:21:48	と通報連絡について発電所側からも行う、通報班という
0:21:52	立場のものがありますので連携し、同じようなことを2ヶ所でやると。
0:21:57	ということになります。
0:21:59	はい。以上です。
0:22:01	はい。ありがとうございます。
0:22:09	市長の吉崎です。加来国井というか、明確にしておきたいのがあってですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:15	保安規定の審査基準ってのが、
0:22:19	ありましてですね。
0:22:20	該当する条文っていうのは、今回は、
0:22:24	何号になるんでしょうか。
0:22:31	92 条の 1 から、
0:22:34	エダってあって、
0:22:36	SAの、
0:22:38	体制とか大規模だと。
0:22:41	多分、
0:22:54	8 号、
0:23:04	経費のやつだったんだ。
0:23:07	ちょっと待ってね。
0:23:12	そうですね 16 号ですね、設計想定以上に変わる。
0:23:16	発電用原子炉施設の保全に関する措置でここに、
0:23:20	SM大規模火災も全部入ってますので、
0:23:24	その
0:23:25	該当条文について説明してます。
0:24:28	はい。東京電力の竹田でございますけれども、今お手元に審査基準が ございますでしょうか。7 ページのところ、
0:24:35	ご覧
0:24:37	このところが、セ設計想定事象に係る発電用原子炉施設の保全に関 する
0:24:45	この中で、1 の(1)のところでございますけれども、
0:24:49	発電用原子炉施設、
0:24:51	必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、
0:24:56	要員を廃止するつもり変更に従って必要な経過と、
0:25:01	行わせることと、
0:25:02	いうふうになっておりまして、
0:25:05	このところで検討の中で要員を配置するというのがございます
0:25:08	それに関しての実施基準のところの変更でございます
0:25:18	原子力規制庁の吉崎です。実用炉規則 92 条第 1 項の第 10 号の設計 想定事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置の、
0:25:28	1 ポツの(1)の
0:25:30	この要員配備するとか、活動を行わせるための体制だとそこを、
0:25:35	に該当するということよろしかったですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:38	はい。東京電力の土岐でございます。はい、結構でございます
0:25:45	規制庁ヨシザキ了解しました。
0:25:47	私から以上です。
0:25:53	規制庁皆川です。今の点なんですけれども、
0:25:58	今回我々申請を受けて、その変更内容について確認をして、認可をしていくってことなので、
0:26:09	その市、吉田が言ったように審査基準との対応この変更内容が、審査基準のどこに、
0:26:16	該当して適合しているのかっていうのをちょっと判断していくっていう上で、この本日いただいている、その審査資料説明資料について、し、
0:26:26	保安規定審査基準との関係、
0:26:29	っていうのを追記いただけないでしょうか。
0:26:34	はい。東京電力の滝澤でございます。はい。そのように追記をさせていただきたいと思います。
0:26:44	規制庁皆川ですよろしく申し上げます。私からは以上です。
0:26:52	規制庁の齋藤です。
0:26:54	不足の内容について確認させてください。
0:27:02	第一条第1項で、
0:27:06	10日以内に施行するとあって、
0:27:09	第2項で、
0:27:11	規定の適用については、
0:27:13	令和人の不足ですとかによってあるんですけども、
0:27:16	施行と適用というのは、
0:27:20	何かどうどういう
0:27:23	違う。
0:27:24	例えば具体的に言うと、
0:27:26	施行されてから適用される前の、
0:27:30	までの間というのは、
0:27:33	例えば社内で閲覧ができる最新版、
0:27:36	保安規定というのは、
0:27:40	今回の変更が、
0:27:42	反映されたもの。
0:27:44	が最新版として社内で流布されているのか。
0:27:48	それとも今回、その適用されるまでは、今回の変更が、
0:27:52	反映されないものが力されることない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:56	など
0:27:57	どういう扱いなのか。
0:28:00	はい。東京電力の滝澤です。
0:28:03	それから申し上げますと、今回のものが認可されましたらば、その認可されたものが映されて、
0:28:12	施行されるということになりますけれども、各規定についての適用に関しましては、
0:28:18	この
0:28:20	パワーポイントの9ページのところの右側のところ、変更後と書いてありますけれどもそこんところの下のところにありますけれども、
0:28:26	それまでの間は従前の例によるというふうに書いてございまして、
0:28:31	ここに書いてある、その適用すべきものがどういうものかというのをここに明確に書いてございますので、
0:28:38	特にそれをしっかり理解した上で、適用するとかしないと、
0:28:41	すべて
0:28:45	はい。規制庁斎藤です。今の説明で内容を理解しました。
0:28:49	それでもう一つこの付則について説明なんですけれども、
0:28:53	この付則の1条2項で、
0:28:55	規定の適用については付則で令和2年10月30日。
0:28:59	第何号で見てみるところによるとあるんですけれども、
0:29:03	この令和2年10月の不足というのは、今この急落で2ポツで書いてあるんですけれども、
0:29:11	付則のこの令和2年10月30日の付則のどこの部分。
0:29:16	で定めるところによるというふうにとり決めて、
0:29:20	ここは置く必要はない。
0:33:15	はい。大変お待たせをしています。
0:33:18	東京電力のタキザワで、
0:33:20	今回、この
0:33:22	パワーポイント9ページのところに、
0:33:25	本規定施行の際、
0:33:27	規定の適用については、
0:33:30	ございますけれども、
0:33:31	この規定と、
0:33:33	規定の適用に関するところについては、
0:33:37	記載しているのは、その中でここだけでございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:42	10月30日の段階で、
0:33:46	認可をいただいたものについては、このほかに、
0:33:50	他の項がございますけれども、この
0:33:54	重大事故等に関しましての、
0:33:58	規定のところに関して、記載してるのは、この2行だけでございますので、
0:34:04	規定の適用についてはというところで、読むのは2行だけになり、
0:34:13	規制庁サイトウです
0:34:16	すいません今手元に
0:34:18	この、この時の不足が、こちら見つけたんですけども、
0:34:22	このときの不足は一条から、じゃない、通常の1項から5号まで、1項から5号までございますけれども、そのうち、今のご説明はその今回変更する十七条のはい。
0:34:35	7と8、そうですねはい。
0:34:37	というのが、はい。付則の以降から5行のうち2項にしか出てこないの で。そうです。それは、1項と345項は、はい。該当しないっていうのは もう、
0:34:49	例えばこの、
0:34:51	付則2ポツで様のところによると書かなくても、それは自明であると。そ うです。そういう理解です。そういうことです。はい、わかりました
0:35:02	資料3ってそういう意味でちょっと今先ほどこれ一部資料、
0:35:06	何だ、
0:35:08	保安規定の審査基準規則、
0:35:11	対応について追加するということでしたけども、はい。細かい話で
0:35:15	パワーポイントの9ページ。
0:35:17	はい。
0:35:18	これ、
0:35:20	1ポツ2ポツしかないのかなっていうふうに、
0:35:23	いえるので、例えば2ポツの下の方にも、
0:35:27	中略なのかな、ショウリヤクだとか入れていただければ、
0:35:30	省略化、はい。了解です。はい。お願いします。はい。
0:35:34	米田。
0:35:48	規制庁井関ですその他、確認するもの。
0:35:52	あるでしょうか。
0:35:58	東京電力の方から追加で説明するような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:02	事故あるでしょうか。
0:36:06	はい。東京電力の武田でございますけども、東京電力の方からは以上でございます。
0:36:12	規制庁の吉崎です。それでは本日のヒアリング、終わらしたいと思いません。
0:36:17	どうもありがとうございました。
0:36:19	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。